

年金だより

お問い合わせ先

町民課

本庁 ☒ 55-2314

西庁 ☒ 62-2313

資格期間が10年以上あれば、年金を受けとれるようになります

平成29年8月1日から、資格期間が10年(120月)以上あれば、年金を受けとることができるようになります。新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されますので、お手元に届きましたら年金事務所等でお手続きをお願いします。



「資格期間」とは？ 以下の期間を合計したものです。

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎ サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- ◎ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間

年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付した方は満額を受け取れますが、10年間の納付では、受けとる年金額はおおむねその4分の1になります。

今から保険料を納めて、年金額を増やすこともできます

60歳以上の方も国民年金に加入できます(任意加入制度)

希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。

<ご利用いただける方(①~④のすべてに該当する方)>

- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方(年金の資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで)
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ④ 現在、厚生年金保険に加入していない方



過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます(後納制度)

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより、保険料を納めることができます(平成30年9月まで)。

<ご利用いただける方(①または②のいずれかに該当する方)>

- ① 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方(任意加入中の保険料も該当します)
- ② 5年以内に未加入の期間がある方(任意加入の対象となる期間は該当しません)

注意: 60歳以上で老齢基礎年金を受けとっている方は申し込みできません

専業主婦(主夫)の届け出漏れの期間のお届け(特定期間該当届)

例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには、国民年金を3号から1号に切り替えが必要です。過去に2年以上切り替えが遅れたことがある方は、切り替えが遅れた期間の記録が保険料未納期間になっています。「特定期間 該当届」の手続きをすることで、年金を受けとれない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受けとる年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。



詳細については
高知西年金事務所088-875-1717まで